2026年11月13日

各　位

会　社　名　株式会社Ｂｅｒｒｙ
代 表 者 名　代表取締役社長　中野　裕士
（コード番号：681A　東証グロース市場）
問 合 せ 先　取締役　小山　智士
（TEL　03-6231-7706）

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年11月13日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

１．公募による募集株式発行の件

（１）	募集株式の種類及び数	当社普通株式　454,000株
（２）	募集株式の払込金額	未定（2026年11月30日開催予定の取締役会で決定する。）
（３）	払込期日	2026年12月17日（木曜日）
（４）	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、2026年12月９日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（５）	募集方法	発行価格での一般募集とし、東海東京証券株式会社、株式会社ＳＢＩ証券、マネックス証券株式会社、松井証券株式会社、丸三証券株式会社及び極東証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
（６）	発行価格	未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2026年12月９日に決定する。）
（７）	申込期間	2026年12月10日（木曜日）から 2026年12月15日（火曜日）まで
（８）	申込株数単位	100株
（９）	株式受渡期日	2026年12月18日（金曜日）
(10)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(11) 払 込 取 扱 場 所　株式会社三井住友銀行　神田支店

(12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。

(13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

２．引受人の買取引受による株式売出しの件

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　531,000 株

（２） 売出人及び売出株式数　東京都北区

中野　裕士　118,000 株

東京都世田谷区

坂田　光央　118,000 株

東京都港区

小山　智士　118,000 株

東京都渋谷区広尾四丁目１番 18 号

株式会社 SK Management　118,000 株

東京都品川区

松本　壮志　59,000 株

（３） 売 出 方 法　売出価格での一般向けの売出しとし、東海東京証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。

（４） 売 出 価 格　未定（上記１．における発行価格と同一とする。）

（５） 申 込 期 間　上記１．における申込期間と同一とする。

（６） 申込株数単位　上記１．における申込株数単位と同一とする。

（７） 株式受渡期日　上記１．における株式受渡期日と同一とする。

（８） 引受人の対価　引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記１．における募集株式の引受価額と同一とする。

（９） その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。

(10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記１．の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

３．オーバーアロットメントによる株式売出しの件

（１） 売出株式の種類及び数　当社普通株式　147,700 株（上限）

（２） 売出人及び売出株式数　愛知県名古屋市中村区名駅四丁目７番１号

東海東京証券株式会社　147,700 株（上限）

（オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026 年 12 月９日に決定される。）

（３） 売 出 方 法　売出価格での一般向けの売出しとする。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

（４） 売　　出　　価　　格　未定（上記１．における発行価格と同一とする。）
（５） 申　　込　　期　　間　上記１．における申込期間と同一とする。
（６） 申 込 株 数 単 位　上記１．における申込株数単位と同一とする。
（７） 株 式 受 渡 期 日　上記１．における株式受渡期日と同一とする。
（８） その他本オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
（９） 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記１．の公募による募集株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。

４．第三者割当増資による募集株式発行の件

（１） 募集株式の種類及び数　当社普通株式　147,700 株
（２） 募集株式の払込金額　未定（上記１．における払込金額と同一とする。）
（３） 割　　当　　価　　格　未定（上記１．における引受価額と同一とする。）
（４） 申　　込　　期　　日　2027 年１月 18 日（月曜日）
（５） 払　　込　　期　　日　2027 年１月 19 日（火曜日）
（６） 増加する資本金及び資本準備金に関する事項　増加する資本金の額は、2026 年 12 月９日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
（７） 割当先及び割当株式数　東海東京証券株式会社　147,700 株
なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本募集株式発行を中止する。
（８） 申 込 株 数 単 位　100 株
（９） 払 込 取 扱 場 所　株式会社三井住友銀行　神田支店
(10) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
(11) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
(12) 上記３．のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1．公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

（1） 募集株式数　当社普通株式　454,000株

（2） 売出株式数　① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式　531,000株
② オーバーアロットメントによる売出し（※）
当社普通株式　上限　147,700株

（3）需要の申告期間　2026年12月1日（火曜日）から
2026年12月8日（火曜日）まで

（4） 価格決定日　2026年12月9日（水曜日）
（発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で決定する。）

（5） 申込期間　2026年12月10日（木曜日）から
2026年12月15日（火曜日）まで

（6） 払込期日　2026年12月17日（木曜日）

（7） 株式受渡期日　2026年12月18日（金曜日）

（※）オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、東海東京証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、東海東京証券株式会社が当社株主である小山　智士（以下「貸株人」という。）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式147,700株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）の決議を行っております。

また、東海東京証券株式会社は、2026年12月18日から2027年1月14日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（以下「上限株式数」という。）とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

東海東京証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

２．今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	4,100,000株
公募増資による増加株式数	454,000株
公募増資後の発行済株式総数	4,554,000株
第三者割当増資による増加株式数	147,700株（最大）
第三者割当増資後の発行済株式総数	4,701,700株（最大）

３．調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額353,381千円（注１）及び本件第三者割当増資の手取概算額上限118,219千円を合わせた手取概算額合計上限471,600千円については、①事業推進人材の採用関連費用、②広告宣伝費、③本社オフィス増床に伴う家賃及び④借入金の返済に充当する予定であります。具体的には、以下のとおりであります。

① 事業推進人材の採用関連費用

メディカルプロダクト領域における「ベビーバンド」（注２）の取扱医療機関数及び販売個数の拡大並びにメディカルAX領域における「QMSmart」（注３）の事業拡大に向けて、営業、エンジニア、製造及びコーポレート人員の採用関連費用（人材紹介会社への支払手数料及び採用媒体費等）として、134,550千円（2027年５月期14,550千円、2028年５月期48,000千円、2029年５月期72,000千円）を充当する予定であります。

② 広告宣伝費

「ベビーバンド」の取扱医療機関の開拓及び保護者への認知拡大並びに「QMSmart」の認知度向上及び見込み顧客の獲得を図るため、広告宣伝費として、241,643千円（2027年５月期68,252千円、2028年５月期173,391千円）を充当する予定であります。

③ 本社オフィス増床に伴う家賃

事業拡大による人員の増加に対応するため本社の増床を予定しており、増床に伴う家賃の増加分として、79,812千円（2027年５月期8,868千円、2028年５月期35,472千円、2029年５月期35,472千円）を充当する予定であります。

④ 借入金の返済

支払利息の負担軽減及び財務体質の強化を図るため、金融機関からの長期借入金の約定返済として、15,595千円（2027年５月期2,915千円、2028年５月期6,996千円、2029年５月期5,684千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等にて運用する方針であります。

（注１）手取概算額は、有価証券届出書提出時における想定発行価格（870円）を基礎として算出した見込額であります。

（注２）メディカルプロダクト領域では、乳児の頭蓋形状矯正を目的とした医療機器である頭蓋形状矯正ヘルメット「ベビーバンド」を製造販売しております。

（注３）メディカルAX領域では、医療機器及び医薬品メーカー向けに、品質管理業務をAI支援で効率化するクラウド型サービス「QMSmart」を提供しております。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

４．株主への利益配分

（１）利益配分の基本方針

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題と認識しておりますが、配当政策については企業体質の強化と将来の事業展開のための内部留保の充実を図るとともに、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図るべく、配当を実施しておりません。

（２）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく方針であります。

（３）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は将来的に、剰余金の配当を行う方針としておりますが、実施時期等については未定であります。なお、配当を行う場合には、毎年５月 31 日を基準日として年１回の期末配当を行うことを基本方針としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を設けて剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めております。また、当社は会社法第 459 条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

（４）過去３決算期間の配当状況

	2024 年５月期	2025 年５月期	2026 年５月期
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△17,510.48 円	34.05 円	54.53 円
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	－円 （－円）	－円 （－円）	－円 （－円）
実績配当性向	－％	－％	－％
自己資本当期純利益率	－％	43.9％	44.8％
純資産配当率	－％	－％	－％

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

２．当社は、種類株式を発行しておりましたが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）の算定における期中平均株式数には種類株式を含めております。なお、2026 年８月 14 日開催の定時株主総会決議により、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

３．１株当たり配当額（１株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。

４．自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。なお、2024 年５月期については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。

５．2024 年５月期については「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、和泉監査法人の監査を受けておりません。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

６．当社は、2024年８月27日付で普通株式及びA種優先株式それぞれ１株につき1,000株の割合で、2026年８月14日付で普通株式１株につき４株の割合で、それぞれ株式分割を行っておりますが、2025年５月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

７．上記６．の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（2012年８月21日付東証上審第133号）に基づき、2024年５月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2024年５月期の数値（１株当たり配当額については全ての数値）については、和泉監査法人の監査を受けておりません。

	2024年５月期	2025年５月期	2026年５月期
１株当たり当期純利益又は １株当たり当期純損失（△）	△4.38円	34.05円	54.53円
１株当たり配当額 （１株当たり中間配当額）	－円 （－円）	－円 （－円）	－円 （－円）

５．ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である小山智士、売出人である中野裕士、坂田光央、株式会社SK Management及び松本壮志並びに当社株主である西本強及び古角昌彦は、東海東京証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年６月15日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社株主であるDIMENSION2号投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2027年３月17日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、その売却価格が募集における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年６月15日までの期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行、譲渡制限付株式報酬に係る発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2026年11月13日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

６．配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

（注）上記「４．株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以　上

ご注意：この文書は記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。